

貸金庫規定（新旧対照表）

（朱書下線部が改訂箇所）

改訂前	改訂後
<p>《貸金庫規定》</p> <p>1.（契約の成立）</p> <p>当金庫は、お客さまから貸金庫取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときに、当該取引に係る契約が成立するものとします。</p> <p>2.（格納品の範囲）</p> <p>（1）貸金庫には次に掲げるものを格納することができます。</p> <p>① 公社債券、株券その他の有価証券</p> <p>② 預金通帳、証書、契約証書、権利書その他の重要書類</p> <p>③ 貴金属、宝石その他の貴重品</p> <p>④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの</p> <p>（2）当金庫は前項各号の掲げるものについても、相当の理由があるときは<u>入庫</u>をおことわりすることがあります。</p> <p><u>（追加）</u></p> <p><u>（追加）</u></p>	<p>《貸金庫規定》</p> <p>1.（契約の成立）</p> <p>当金庫は、お客さまから貸金庫取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときに、当該取引に係る契約が成立するものとします。</p> <p>2.（格納品の範囲）</p> <p>（1）貸金庫には次に掲げるものを格納することができます。</p> <p>① 公社債券、株券その他の有価証券</p> <p>② 預金通帳、証書、契約証書、権利書その他の重要書類</p> <p>③ 貴金属、宝石その他の貴重品</p> <p>④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの</p> <p>（2）当金庫は前項各号の掲げるものについても、相当の理由があるときは<u>格納</u>をおことわりすることがあります。</p> <p><u>（3）貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。</u></p> <p><u>①現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクが高いと考えられるもの</u></p> <p><u>②危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの</u></p> <p>3.（利用目的の確認）</p> <p><u>（1）貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第2条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当金庫の定める方法で、申出を行うこととします。</u></p> <p><u>（2）貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用</u></p>

改訂前	改訂後
<p>4. (契約期間) ～10 (印鑑、カード、鍵の紛失時等の取扱い) (省略)</p> <p>11. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって<u>当店</u>に届け出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届け出てください。</p> <p>(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって<u>当店</u>に届け出てください。</p> <p>(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に<u>当店</u>に届け出てください。</p> <p>(4) 前3項の届出事項に取り消しまたは変更等が生じたときにも同様に<u>当店</u>に届け出てください。</p> <p>(5) 前4項の届出前に生じた損害については、<u>当庫</u>は責任を負いません。</p> <p>12. (印鑑照合等) ～13. (損害の負担等) (省略)</p> <p>14. (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>貸金庫は、第<u>14</u>条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第<u>14</u>条第3項第1号、</p>	<p><u>されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の職員立合い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。</u></p> <p>(同左)</p> <p>11. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって<u>当金庫</u>に届け出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届け出てください。</p> <p>(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって<u>当金庫</u>に届け出てください。</p> <p>(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に<u>当金庫</u>に届け出てください。</p> <p>(4) 前3項の届出事項に取り消しまたは変更等が生じたときにも同様に<u>当金庫</u>に届け出てください。</p> <p>(5) 前4項の届出前に生じた損害については、<u>当金庫</u>は責任を負いません</p> <p>(同左)</p> <p>14. (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>貸金庫は、第<u>15</u>条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第<u>15</u>条第3項第1号、</p>

改訂前	改訂後
<p>第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。</p> <p>15. (解約等)</p> <p>(1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、カード、正鍵および届出の印鑑を持参し、当金庫所定の手続きをしたうえ貸金庫をただちに明渡してください。なお、カード、正鍵または届出の印鑑を失った場合に解約するときは、このほか本規定第<u>9</u>条に準じて取扱います。</p> <p>(2) 次の各号に一でも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から「解約のご通知」があったときは、ただちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。なお、第<u>3</u>条により契約期間が満了し、契約が更新されたときも同様とします。</p> <p>①～⑤ (省略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。</p> <p>15. (解約等)</p> <p>(1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、カード、正鍵および届出の印鑑を持参し、当金庫所定の手続きをしたうえ貸金庫をただちに明渡してください。なお、カード、正鍵または届出の印鑑を失った場合に解約するときは、このほか本規定第<u>10</u>条に準じて取扱います。</p> <p>(2) 次の各号に一でも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から「解約のご通知」があったときは、ただちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。なお、第<u>4</u>条により契約期間が満了し、契約が更新されたときも同様とします。</p> <p>(同左)</p> <p>⑥ <u>借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき</u></p> <p>⑦ <u>本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき</u></p> <p>⑧ <u>法令で定める本人確認等における確認事項や第3条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき</u></p> <p>⑨ <u>マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当金庫が判断</u></p>

改訂前	改訂後
<p>(3)前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえで貸金庫を明渡してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 ② 借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 <ul style="list-style-type: none"> A. 暴力団 B. 暴力団員 C. 暴力団準構成員 D. 暴力団関係企業 E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F. その他前各号に準ずる者 ③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 <ul style="list-style-type: none"> A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為 	<p style="text-align: center;"><u>したとき</u></p> <p>(3)前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえで貸金庫を明渡してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 ② 借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 <ul style="list-style-type: none"> A. 暴力団 B. 暴力団員 C. 暴力団準構成員 D. 暴力団関係企業 E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F. その他前各号に準ずる者 ③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 <ul style="list-style-type: none"> A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

改訂前	改訂後
<p>E. その他前各号に準ずる行為</p> <p>(4) <u>(追加)</u> 前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、<u>第4条</u>第3項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときはただちに支払ってください。なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日に<u>第4条</u>1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。</p> <p>(5) (6) (省略)</p> <p>16 (貸金庫の修繕、移転等) ~19 (規定の変更) (省略)</p>	<p>E. その他前各号に準ずる行為</p> <p>(4) <u>前2項または</u>前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、<u>第5条</u>第3項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときはただちに支払ってください。なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日に<u>第5条</u>1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。</p> <p>(同左)</p>